

第9号議案

中間市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

この条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和2年3月3日提出

中間市長 福田 浩

中間市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

中間市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年中間市条例第21号）の一部を次のように改正する。

別表第1に次のように加える。

7 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について（昭和29年5月8日社発第382号厚生省社会局長通知）に基づき、生活に困窮する外国人に対して生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定に準じて実施する保護に関する事務であって規則で定めるもの
------	---

別表第2中「生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護の実施又は就労自立給付金の支給に関する情報」を「生活保護法による保護の実施又は就労自立給付金の支給に関する情報及び生活に困窮する外国人に対して同法の規定に準じて実施する保護に関する情報」に、

19 市長	子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業実施に関する事務であって規則で定めるもの	<ul style="list-style-type: none"> (1) 障害者関係情報であって規則で定めるもの (2) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの (3) 地方税関係情報であって規則で定めるもの (4) 児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの (5) 特別児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの (6) 住民票関係情報であって規則で定めるもの
-------	--	---

を

19 市長	子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業実施に関する事務であって規則で定めるもの	<ul style="list-style-type: none"> (1) 障害者関係情報であって規則で定めるもの (2) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの (3) 地方税関係情報であって規則で定めるもの (4) 児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの
-------	--	--

		<p>(5) 特別児童扶養手当関係情報であつて規則で定めるもの</p> <p>(6) 住民票関係情報であつて規則で定めるもの</p>	に
19の2 市長	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収並びに生活に困窮する外国人に対して同法の規定に準じて実施する保護に関する事務であつて規則で定めるもの	<p>(1) 児童扶養手当関係情報であつて規則で定めるもの</p> <p>(2) 母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する情報であつて規則で定めるもの</p> <p>(3) 母子保健法による養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報であつて規則で定めるもの</p> <p>(4) 児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する情報であつて規則で定めるもの</p>	

改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

中間市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例

新旧対照表

改正後			改正前		
別表第1（第4条関係）			別表第1（第4条関係）		
(略)			(略)		
6	市長	社会福祉法人等による生計困難者等に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業実施要綱（低所得者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額の軽減制度の実施について別添2）による利用者負担額軽減事業に関する事務であって規則で定めるもの	6	市長	社会福祉法人等による生計困難者等に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業実施要綱（低所得者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額の軽減制度の実施について別添2）による利用者負担額軽減事業に関する事務であって規則で定めるもの
7	市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について（昭和29年5月8日社発第382号厚生省社会局長通知）に基づき、生活に困窮する外国人に対して生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定に準じて実施する保護に関する事務であって規則で定めるもの			
別表第2（第4条関係）			別表第2（第4条関係）		
(略)			(略)		
1	市長	児童福祉法（昭和22年法律第164号）による障害児通所給付	1	市長	児童福祉法（昭和22年法律第164号）による障害児通所給付
		（1）身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）による身体障害者手帳、精神保健			（1）身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）による身体障害者手帳、精神保健

費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給、障害福祉サービスの提供、保育所における保育の実施若しくは措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの

及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）による精神障害者保健福祉手帳又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害者に関する情報（以下「障害者関係情報」という。）であって規則で定めるもの

(2) 生活保護法による保護の実施又は就労自立給付金の支給に関する情報及び生活に困窮する外国人に対して同法の規定に準じて実施する保護に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの

(3) 地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報（以下

費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給、障害福祉サービスの提供、保育所における保育の実施若しくは措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの

及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）による精神障害者保健福祉手帳又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害者に関する情報（以下「障害者関係情報」という。）であって規則で定めるもの

(2) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護の実施又は就労自立給付金の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの

(3) 地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）であって規則で定め

		<p>「地方税関係情報」という。)であって規則で定めるもの</p> <p>(4) 児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)による児童扶養手当の支給に関する情報(以下「児童扶養手当関係情報」という。)であって規則で定めるもの</p> <p>(5) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)による特別児童扶養手当の支給に関する情報(以下「特別児童扶養手当関係情報」という。)であって規則で定めるもの</p> <p>(6) 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第7条第4号に規定する事項(以下「住民票関係情報」という。)であって規則で定めるもの</p>		<p>るもの</p> <p>(4) 児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)による児童扶養手当の支給に関する情報(以下「児童扶養手当関係情報」という。)であって規則で定めるもの</p> <p>(5) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)による特別児童扶養手当の支給に関する情報(以下「特別児童扶養手当関係情報」という。)であって規則で定めるもの</p> <p>(6) 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第7条第4号に規定する事項(以下「住民票関係情報」という。)であって規則で定めるもの</p>
(略)		(略)		
			18 市長	(1) 生活保護関係情報であ

18 市長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	<ul style="list-style-type: none"> (1) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの (2) 地方税関係情報であって規則で定めるもの (3) 住民票関係情報であって規則で定めるもの 	<ul style="list-style-type: none"> び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの 	<ul style="list-style-type: none"> って規則で定めるもの (2) 地方税関係情報であって規則で定めるもの (3) 住民票関係情報であって規則で定めるもの
19 市長	子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業実施に関する事務であって規則で定めるもの	<ul style="list-style-type: none"> (1) 障害者関係情報であって規則で定めるもの (2) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの (3) 地方税関係情報であって規則で定めるもの (4) 児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの (5) 特別児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの (6) 住民票関係情報であって規則で定めるもの 	19 市長 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業実施に関する事務であって規則で定めるもの	<ul style="list-style-type: none"> (1) 障害者関係情報であって規則で定めるもの (2) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの (3) 地方税関係情報であって規則で定めるもの (4) 児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの (5) 特別児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの (6) 住民票関係情報であって規則で定めるもの
20 市長			20 市長 中間市子ども医療費	<ul style="list-style-type: none"> (1) 生活保護関係情報であ

19の2 市長	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収並びに生活に困窮する外国人に対して同法の規定に準じて実施する保護に関する事務であって規則で定めるもの	<ul style="list-style-type: none"> (1) 児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの (2) 母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する情報であって規則で定めるもの (3) 母子保健法による養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報であって規則で定めるもの (4) 児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの 	<p>の支給に関する条例による子ども医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<ul style="list-style-type: none"> って規則で定めるもの (2) 地方税関係情報であって規則で定めるもの (3) 医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの (4) 住民票関係情報であって規則で定めるもの (5) 児童手当関係情報であって規則で定めるもの (6) 中間市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例によるひとり親家庭等医療費の支給に関する情報であって規則で定めるもの
(略)				
20 市長	中間市子ども医療費の支給に関する条例による子ども医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	<ul style="list-style-type: none"> (1) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの (2) 地方税関係情報であって規則で定めるもの (3) 医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの (4) 住民票関係情報であって規則で定めるもの (5) 児童手当関係情報であ 		

って規則で定めるもの
(6) 中間市ひとり親家庭等
医療費の支給に関する条例
によるひとり親家庭等医療
費の支給に関する情報であ
って規則で定めるもの

(略)